

江府町規則第 11 号

江府町特別導入事業基金条例施行規則の一部改正をここに公布する。

令和7年12月18日

江府町長 白石祐治

江府町特別導入事業基金条例施行規則の一部を改正する規則

令和7年12月18日
規則第11号

江府町特別導入事業基金条例施行規則の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1条～第16条 略 (譲渡対価及び貸付資金の納付) 第17条 導入対象者は、協議により決定した貸付期間が満了したときに町長の発行する納入に係る通知書により、導入家畜の譲渡対価を町に納付するものとする。 2 町長は、導入対象者との協議により納入方法を分割納付と決定した場合は前項の規定にかかわらず、分割納付の方法により納付させることができる。 (1) 5年分割 1年に貸付額の5分の1を返還する。 (2) 3年分割 1年に貸付額の3分の1を返還する。 3 貸付対象者は、1年間の貸付期間が満了した時に町長の発行する納入に係る通知書により、貸付金を町に一括納付するものとする。 <u>ただし、任意による繰り上げ納付については、これを妨げないものとする。</u> 第18条～第21条 略	第1条～第16条 略 (譲渡対価及び貸付資金の納付) 第17条 導入対象者は、協議により決定した貸付期間が満了したときに町長の発行する納入に係る通知書により、導入家畜の譲渡対価を町に納付するものとする。 2 町長は、導入対象者との協議により納入方法を分割納付と決定した場合は前項の規定にかかわらず、分割納付の方法により納付させることができる。 (1) 5年分割 1年に貸付額の5分の1を返還する。 (2) 3年分割 1年に貸付額の3分の1を返還する。 3 貸付対象者は、1年間の貸付期間が満了した時に町長の発行する納入に係る通知書により、貸付金を町に一括納付するものとする。 第18条～第21条 略

附 則（令和7年規則第11号）

この規則は、令和7年12月18日から施行する。